

令和6年度 後期選抜募集要項

福島県立四倉高等学校

〒979-0201

福島県いわき市四倉町字五丁目4番地

電話 (0246)32-5111

FAX (0246)32-7131

1 募集定員

前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

| 課程 | 学科 | 募集定員 |
|-----|-----|--------------------------------|
| 全日制 | 普通科 | 募集定員（80名）から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。 |

2 出願資格

次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

- ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願に必要な書類

① 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ア 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- イ 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
- ウ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- エ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

② 上記①以外の者

- ア 入学願書（上記①アと同じ）
- イ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、上記「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
- ウ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- エ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

オ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

③ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

④ 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

5 出願期間

令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 18 日（月）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、切手（694 円分）を貼付した返信用封筒（長形 3 号、表に「簡易書留」と明記）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたのち、本校校長は受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 21 日（木）までとする。

郵送の場合には、3 月 21 日（木）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 出願先変更

志願者は、令和 6 年 3 月 19 日（火）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

手続きについては、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

9 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。

「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は部活動等の内容を含めて精査するが、点数化はせず、合計135点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））を含む。ただし、出題範囲は令和6年度福島県立高等学校入学者選抜学力検査問題の出題範囲と同じとする。

面接については、点数化し、115点満点とする。

(3) 小論文

小論文を実施する。

あるテーマに関する資料をもとに、50分、600字程度で自らの考えをまとめる。

小論文については点数化し、50点満点とする。

10 面接・小論文の日時及び会場

(1) 日 時 令和6年3月22日（金） 午前9時10分～

（受付は午前8時40分から午前9時まで本校生徒昇降口にて行う。）

(2) 日 程

8:40 9:00 9:10 10:00 10:10

| | | | | |
|----|-----|-----|----|----|
| 受付 | 諸連絡 | 小論文 | 休憩 | 面接 |
|----|-----|-----|----|----|

(20分) (10分) (50分) (10分)

※終了時間については、面接の順番により異なる。面接の順番は当日発表する。

(3) 会 場 福島県立四倉高等学校

(4) 持ち物 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

※携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類や検査の趣旨に反するものは持ち込まないこと（持ち込んだ場合は、一時預かることがある）。

11 合格者発表

(1) 合格者は、令和6年3月25日（月）午後3時以降に、本校で発表する。

(2) 合格者に対して、合格通知書を交付する。その際、受験票を提出すること。

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

12 その他

本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。